

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都薬物情報評価委員会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都薬物の濫用防止に関する条例第19条
設置年月日	2005-04-01
機関の目的・所掌内容	薬物の濫用防止ため具体的な方策等を推進することで、都民の健康と安全を守り安心して暮らせる健全な社会の実現を図る。
委員数	5 名 (うち、女性委員数 1 名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	薬物に係る情報が流出した場合、公正な行政執行の確保に支障をきたすおそれがあるため。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	薬物に係る情報が流出した場合、公正な行政執行の確保に支障をきたすおそれがあるため。
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/shingikai/index.html
問い合わせ先	保健医療局 健康安全部 薬務課 電話番号：03-5320-4515